



沼隈社会福祉協会

居宅介護支援事業所

将来の介護
について**不安**

介護サービスを
利用したい

家族の介護に
ついて**相談**したい

いつまでも
自宅で生活したい

「あれがしたい」「これがしたい」
でも、**どうしたらいいの？**



居宅介護支援事業所とは

居宅介護支援事業所とは、都道府県の指定を受けて、介護支援専門員（ケアマネージャー）を配置しているサービス事業者のことで、介護支援専門員は、介護の専門的知識を広くもっており、介護サービスを利用する際の相談に応じたり、アドバイスを行います。また、居宅サービス事業者等との連絡・調整を行い、心身の状況、環境、ご本人や家族の希望等を考慮して介護サービス計画（ケアプラン）の作成を行います。



介護の
ご相談

居宅介護
支援

介護保険
更新代行

ケアプラン
作成

福祉用具
貸与

福祉用具
購入

介護保険
申請代行

住宅改修
手続き

介護情報
提供



ケアマネージャーとは

介護保険の認定を受けた本人やその家族からの相談に応じ、本人や家族の心身の状態や生活の環境などに応じた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、希望に沿った適切なサービスを利用できるように市区町村やサービス事業者、介護保険施設などとの連絡や調整を行う専門員です。



サービス利用までの流れ



介護認定証 要介護 ①～⑤



居宅介護支援事業所の選択



居宅サービス計画書の作成依頼・ご相談

居宅介護支援事業所

①お申し込み	当事業所についてのご説明・ご契約日の設定をさせていただきます。
②ご契約	当事業所の重要事項の説明後、契約・個人情報使用同意の手続きをさせていただきます。
③アセスメント(状態の把握・課題分析)	介護支援専門員がご自宅へお伺いし、利用者様・ご家族に面談を行います。
④サービス担当者との調整・会議等 居宅サービス計画書原案の作成	介護支援専門員が利用者様やご家族の希望、心身の状態などから、適切な在宅のサービスが利用できるように、居宅介護サービス事業者との連絡調整を行い居宅サービス計画書原案を作成し、サービス担当者会議を開催します。
⑤居宅サービス計画書の作成	サービスの種類や内容、利用回数などを盛り込んだ居宅サービス計画書(ケアプラン)を作成します。 ケアプランの変更はいつでも出来ます。



介護サービス事業者と契約

利用するサービス事業者との契約



介護サービスの利用

継続的にサービス利用状況を確認・評価

介護支援専門員が月に一度ご自宅を訪問し、利用者様やご家族の状況に合わせてケアプランを随時見直します。

社会福祉法人 沼隈社会福祉協会

居宅介護支援事務所

TEL.084-987-0924 FAX.084-980-7036

〒720-0311 福山市沼隈町草深 1889-26

